

2026年5月21日

各位

会社名 株式会社 桜井製作所
代表者名 代表取締役社長 櫻井成二
(コード: 7255)
問合せ先 経営管理部部長 瀧山英雄
(TEL. 053-432-1711)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月21日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の当社定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社は、2026年10月1日付で当社株式の上場廃止を予定しており、これに伴い機関設計の見直しを行うため、監査役会設置会社から監査役設置会社へ移行することとし、定款の一部を変更するものであります。

なお、本定款変更は、当社株式の上場廃止が効力を生ずることを条件として、2026年10月1日をもって効力を生ずるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4条(機関)当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条(機関)当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 (削除) 3. <u>会計監査人</u>

現行定款	変更案
<p>第25条（招集権者及び議長並びに招集の通知）取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集してその議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し緊急を要する場合においては、これを短縮することができる。</p> <p>3. 取締役及び監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</p>	<p>（現行どおり）</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し緊急を要する場合においては、これを短縮することができる。</p> <p>（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条（監査役員の員数並びに選任方法）当会社の監査役は3名以内とする。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>第29条（監査役員の員数並びに選任方法）当会社の監査役は1名とする。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p style="text-align: center;">第30条～第31条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第30条～第31条（現行どおり）</p>
<p>第32条（監査役会の招集通知）監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要性があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p>
<p>第33条（常勤の監査役）監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p>
<p>第34条（監査役会規則）監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p>
<p style="text-align: center;">第35条～第37条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第32条～第34条（現行どおり）</p>
<p>第38条（報酬等）会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第35条（報酬等）会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第39条～第42条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第36条～第39条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>附則 本変更は、2026年8月10日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、期日経過後にこれを削除する。</p>

3.日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月26日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年10月1日（予定）

以上